

令和2年度 第3回若桜町農業委員会定例会議事録

招集年月日	令和2年6月10日				招集の場所	若桜町保健センター 2階 大研修室			
開会時刻	午前9時0分				閉会時刻	午前10時0分			
出席委員	1番	田中圭子	2番	山田大地	3番	永原忠雄	4番	岡本高士	
	5番	森木節幸	6番	伊井野孝一	7番	志水賢一	8番	盛田敬一	
	9番	石田嘉男	10番	浅井裕	推進委員	淵見龍彦	推進委員	山本昭子	
欠席委員									
日 程	1 開会 2 会長あいさつ 3 農業委員会憲章の唱和 4 議事録署名委員の決定 5 報告事項 報告第1号 農業委員会行事等の報告について 報告第2号 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について 6 付議事項 議案第1号 利用権設定等申出について 7 その他								
委員会出席者	竹本事務局長 中島参事 銀杏主事								
議事録署名委員	1番	田中圭子	2番	山田大地					
議 事 内 容									
1. 開会	事務局	令和2年度第3回若桜町農業委員会定例会を開催します。本日は、農業委員全員が出席ですので、今回の定例会は成立します。会長さんよりあいさつをお願いします。							
2. 会長あいさつ	会 長	(会長あいさつ)							

3. 農業委員会憲章の唱和	会 長	農業委員会憲章の唱和を行います。
	全 員	(唱和)
4. 議事録署名委員の決定	会 長	議事録署名委員の決定です。今回は、1番の田中委員と2番の山田委員でお願いします。
5. 報告事項	会 長	報告事項です。報告第1号、農業委員会行事等の報告について、事務局よりお願いします。
	事務局	報告第1号、若桜町農業委員会関係の令和2年5月11日から6月9日までの行事等についてです。まず5月11日ですが、令和2年度第2回農業委員会定例会を開催しました。同日に、令和2年度第1回の農業委員会定例会の議事録を若桜町ホームページに掲載しました。6月1日に、令和2年度第2回の農業委員会定例会の議事録を若桜町ホームページに掲載しました。そしてこの1ヶ月間で、公共事業の施工に伴う附帯施設に係る農地転用報告書を1件、利用権設定等申出書を11件、非農地証明申請書を1件、農地法第3条の規定による許可申請書を1件受理しました。
	会 長	只今の報告について、質問、意見等はありませんか。
	委 員	(意見等なし)
	会 長	報告第2号、公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について、事務局よりお願いします。
	事務局	報告第2号、公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用の報告についてです。届出に係る農地は大字三倉の農地2筆。地目はいずれも登記簿・現況ともに田で、2筆の合計面積は2,624㎡です。申請者は八頭町の有限会社中田組となっております。事業名は三倉川外災害復旧工事、転用目的は工事中仮設道路及び資材等の仮置き場、転用期間は令和2年5月16日か

ら11月16日までで、これは農地への復元期間を含めます。工事完了後は、転用した区域を農地に復元し、地権者の確認を得るとのことです。

会 長 担当委員から、何か報告はありますか。

盛田委員 転用目的が資材仮置き場とありますけれども、入り口の所辺りに砂利や真砂土を引いて平らにして、そのあたりが車両の回し場になるかと思えます。工事完了後、入れた土砂を取られるかどうか、報告書には書かれていません。工事完了後が1番大事です。元に戻すというのはわかりますけれども、新たに入れた土を取り除いたうえで工事前のときのように平らにするのかなと思えますが、現状は砂利と真砂土を引いています。

会 長 確認すべきことがかなりあるのではないですか。

事務局 事務局として、後日確認をとります。

会 長 既に工事が始まっているので、復元についての確認をお願いします。11月までの長い工事になりますけれども、地権者の確認も含め、工事完了後の復元が1番大事です。

事務局 今回の工事について、土地賃貸借契約書の中に、現状に復さなければならない。また、工事前のものにするとありますので、工事完了の時期になりましたら、農業委員さんにも確認していただきます。

会 長 只今の報告について、質問、意見等はありませんか。

委 員 (意見等なし)

会 長 付議事項です。議案第1号、利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

6. 付議事項

事務局

議案第1号、農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求めます。

1件目の申請農地は大字若桜の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域外、面積は1,566㎡、設定の内容は再設定です。貸付人は若桜町大字若桜の〇〇〇〇、借受人は同じく若桜町大字若桜の〇〇〇〇となっております。利用目的は畑で、設定期間は5年、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

会長

この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

盛田委員

現在と同じ内容でして、問題ないと思います。旦那様が亡くなり、土地の名義変更がされていません。共有農地に係る持ち分の2分の1を超えるという欄に有と記されており、申出書の内容が一部変更されております。

会長

この件について、質問、意見等はありませんか。

委員

(異議等なし)

会長

意見等がないので、申請どおり決定します。
次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局

2件目の申請農地は大字湯原の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は507㎡で、設定の内容は新規設定です。貸付人は鳥取市の〇〇〇〇、借受人は若桜町大字巻米の〇〇〇〇となっております。利用目的は田で、設定期間は5年、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。これも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

会 長

私の担当区域ですので、事前調査をしました。貸付人のお父様が亡くなって後を継いだのですが、現在は町外にお住まいです。これまでは他の人に貸していたのですが、このたび契約が切れたということで、借受人に作ってもらうことになりました。借受人は、1町近い農地を作られており、農機具も揃えていますし、問題ないと思います。

この件について、質問、意見等はありませんか。

委 員

(異議等なし)

会 長

意見等がないので、申請どおり決定します。

次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局

3件目の申請農地は大字岩屋堂の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は1,405㎡、設定の内容は再設定です。貸付人は若桜町大字岩屋堂の〇〇〇〇、借受人は同じく若桜町大字岩屋堂の〇〇〇〇となっております。利用目的は田で、設定期間は5年、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。これも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

会 長

この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

志水委員

特に問題ないと思います。借受人が前回も借り受けられて、現地確認をしたとき、きっちり稲が管理されております。

会 長

この件について、質問、意見等はありませんか。

委 員

(異議等なし)

会 長

意見等がないので、申請どおり決定します。
次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局

4件目の申請農地は大字小船の田2筆で、2筆の合計面積は734㎡です。農振区分は2筆とも農用地区域内、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字小船の〇〇〇〇、借受人は若桜町大字赤松の〇〇〇〇となっております。利用目的は田で、設定期間は3年7ヶ月、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。

5件目の申請農地は大字小船の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は1,139㎡、設定の内容は新規設定です。貸付人は鳥取市の〇〇〇〇、借受人は若桜町大字赤松の〇〇〇〇となっております。利用目的は田で、設定期間は3年7ヶ月、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。

6件目の申請農地は大字小船の田3筆で、3筆の合計面積は2,635㎡です。農振区分は3筆とも農用地区域内、設定の内容は新規設定です。貸付人は鳥取市の〇〇〇〇、借受人は若桜町大字赤松の〇〇〇〇となっております。利用目的は田で、設定期間は3年7ヶ月、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。

7件目の申請農地は大字小船の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は1,373㎡、設定の内容は再設定です。貸付人は鳥取市の〇〇〇〇、借受人は若桜町大字小船の〇〇〇〇となっております。利用目的は田で、設定期間は3年7ヶ月、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。

8件目の申請農地は大字小船の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は944㎡、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字小船の〇〇〇〇、借受人は若桜町大字赤松の〇〇〇〇となっております。利用目的は田で、設定期間は3年7ヶ月、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。

9件目の申請農地は大字小船の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は684㎡、設定の内容は新規設定です。貸付人は京都府京都市の〇〇〇〇、借受人は若桜町大字赤松の〇〇〇〇となっております。利用目的は田で、設定期間は3年7ヶ月、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。

10件目の申請農地は大字小船の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は848㎡、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字小船の〇〇〇〇、借受人は若桜町大字赤松の〇〇〇〇となっております。利用目的は田で、設定期間は3年7ヶ月、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。これらも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

会 長

これらの件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

永原委員

4件目の農地は2筆ありますが、現状は1枚です。水稻が植えてありました。小船共生の里として今まで5年間やっていて設定期間が切れるということで、今年は借受人が代表者ということで、再設定に近い形で出されました。5年かけてユンボ（油圧ショベル）を入れられ、耕作できるようにされております。申請箇所の間あたりに広い農地があり、ここも耕作してほしいと言いましたら、農機具を入れるにはとても急で、運転中に事故があると怖いので、ここは触れないですし、左下の2枚はどうですかと言いましたところ、農機具が全然入らないため、ここも触れないとのことでした。この上寄りの4枚は耕して準備されていまして、えごまを植えられると思っています。1番下の農地は、一部だけ耕うんしてあるという状況です。左側の農地は耕うんにより、耕作にとりかかる準備だけはしてありました。7件目のみ再設定です。既に水稻が植えられていまして、これも大丈夫と思っています。

会 長

これらの件について、質問、意見等はありませんか。

委 員

（異議等なし）

会 長

意見等がないので、申請どおり決定します。

会 長

その他の事項です。

7. その他

会 長

- 事務局より、次期農業委員会において任命予定の候補者について報告あり。
- 次期農地利用最適化推進委員は、次回定例会で内定する。
- 次回定例会は、7月9日（木）15：30～に決定。

以上で、令和2年度第3回の定例会を終了します。